

船橋市立学校県費負担教職員の指導措置の手続きに関する要綱

(目的)

第1条 船橋市立小学校及び中学校管理規則第2条及び船橋市立特別支援学校管理規則第1条の2に規定する県費負担教職員（以下「教職員」という。）に対し、教職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号の一に該当するものの、懲戒処分に至らない場合、船橋市教育委員会が、嚴重注意、口頭訓告及び文書訓告（以下「訓告等」という。）するにあたり必要な事項を定める。

第2条 本要綱で定める訓告等は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定に基づき行なう。

(設置)

第3条 教育委員会は、訓告等を行うについて、その公正を期するため船橋市立学校県費負担教職員指導措置審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第4条 教育委員会は、教職員に訓告等にあたるような行為があり、これを訓告等しようとする場合には、訓告等をする適否及び程度について審査会の意見を聴かなければならない。

(組織)

第5条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長、副会長及び委員)

第6条 会長、副会長及び委員は次の者をもってあてる。

会長	教育次長
副会長	学校教育部長
委員	管理部長
	生涯学習部長
	教育総務課長
	学務課長

(会長及び副会長)

第7条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

第8条 審査会は、必要のつど会長が招集し、議長となり、議事を整理する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 委員は、自己に関係のある事案については、議事に加わることができない。

(関係者の意見聴取等)

第9条 審査会において、審査のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者等に対して必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査会が終了したときは、会長は速やかに当該審査会の結果を教育長に報告しなければならない。

(事務局)

第11条 審査会の庶務は、学校教育部学務課において処理する。

附 則

この要綱は平成16年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。